

第4章 調査審議

平成18事務年度において、審査会で調査審議を行った事案は6件であり、その概要はそれぞれ以下のとおりである。

《審査会における審議状況》

第64回審査会	(H18. 7. 11)	公認会計士2名
第68回審査会	(H18. 9. 12)	公認会計士1名
第74回審査会	(H18. 11. 28)	日栄監査法人及び公認会計士3名
第83回審査会	(H19. 4. 13)	麴町監査法人、監査法人つばき及び 公認会計士3名
第84回審査会	(H19. 4. 25)	
第87回審査会	(H19. 5. 31)	

事案1

第64回審査会（平成18年7月11日開催）において、学校法人東北文化学園大学が作成した計算書類について、私立学校振興助成法に基づく監査証明を行った公認会計士1名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行った。

その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成18年7月13日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

学校法人東北文化学園大学（以下「大学」とする。）が作成した計算書類について、私立学校振興助成法に基づく監査証明を行った公認会計士に対し、本日（平成18年7月13日）、以下の懲戒処分を行った。

○公認会計士

（1）処分内容

業務停止3ヶ月（平成18年7月18日から平成18年10月17日まで）

（2）処分理由

大学の平成14年度の計算書類に重大な虚偽があったにもかかわらず、相当の注意を怠ったことにより、重大な虚偽のないものとして証明した。

《事案の概要》

大学は、多額の負債を除外等した虚偽の計算書類を日本私立学校振興・共済事業団に提出し、私立学校振興助成法に基づく補助金を受給したが、当該計算書類につき、同公認会計士が行った監査については、以下の問題点が認められた。

(1) 借入金等の確認手続の問題

借入金について、大学側が用意した残高証明書を確認したのみで、金融機関等に対する直接確認を行わず、また、預金について、大学側から提示された預金通帳のコピーで残高確認を行ったため、多額の負債を除外するなどの不正な会計処理を看過することとなった。

(2) 監査業務の新規受嘱に当たっての検討・手続きの問題

前任監査人が期末直前の平成 15 年 2 月に監査契約を中途解約しているが、前任者に引継ぎを求めるなどの手続を踏むことなく監査を受嘱しており、監査業務の新規受嘱を行うか否かの検討・手続きに不備が認められる。

事案 2

第 64 回審査会（平成 18 年 7 月 11 日開催）において、公認会計士 1 名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行った。

その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 18 年 7 月 13 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

公認会計士の行った下記の行為が、公認会計士法に違反すると認められたことから、本日（平成 18 年 7 月 13 日）、同法第 31 条の規定に基づき、下記の懲戒処分を行った。

記

○公認会計士

(1) 処分内容

業務停止 1 ヶ月（平成 18 年 7 月 18 日から平成 18 年 8 月 17 日まで）

(2) 処分理由

同公認会計士は、自己の平成 8 年から平成 14 年分の所得税の確定申告を行うに当たり、架空の人件費を計上すること等により、7 年間で 2,904 万円の所得金額を脱税し、納税額を過少に申告した。更に、税理士業務を行うに当たって、税理士法第 41 条に規定する受件簿と言われる帳簿を作成しなかった。

これらの事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 3

第 68 回審査会（平成 18 年 9 月 12 日開催）において、公認会計士 1 名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行った。

その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 18 年 9 月 14 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

公認会計士の行った下記の行為が、公認会計士法に違反すると認められたことから、本日（平成 18 年 9 月 14 日）、同法第 31 条の規定に基づき、下記の懲戒処分を行った。

記

○公認会計士

（１）処分内容

業務停止 1 ケ月（平成 18 年 9 月 19 日から平成 18 年 10 月 18 日まで）

（２）処分理由

同公認会計士は、自己の平成 10 年から平成 16 年分の所得税の確定申告を行うに当たり、架空の人件費を計上することにより、7 年間で約 1,634 万円の所得金額を脱漏し、所得税を脱税した。

この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案 4

第 74 回審査会（平成 18 年 11 月 28 日開催）において、株式会社ケイビーが作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行った公認会計士 3 名及び日栄監査法人に対する懲戒処分等に関し、調査審議を行った。

その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 18 年 11 月 30 日に当該公認会計士及び監査法人に対して懲戒処分等を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

株式会社ケイビー（以下「ケイビー」とする。）が作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行った公認会計士及び監査法人に対し、本日（平成 18 年 11 月 30 日）、下記の処分を行った。

記

1. 公認会計士

（1）処分対象

公認会計士 3 名

（2）処分内容

- ・ 公認会計士 1 名について
業務停止 6 ヶ月（平成 18 年 12 月 4 日から平成 19 年 6 月 3 日まで）
- ・ 公認会計士 2 名について
業務停止 3 ヶ月（平成 18 年 12 月 4 日から平成 19 年 3 月 3 日まで）

（3）処分理由

ケイビーの以下の期についての財務書類に係る監査において、それぞれ、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

- ・ 公認会計士 1 名については、平成 11 年 3 月期及び平成 12 年 3 月期（日栄監査法人と共同監査）、平成 13 年 3 月期（洋光監査法人の関与社員）
- ・ 公認会計士 1 名については、平成 13 年 3 月期（洋光監査法人の関与社員）
- ・ 公認会計士 1 名については、平成 11 年 3 月期及び平成 12 年 3 月期（日栄監査法人の関与社員として、公認会計士 1 名と共同監査）

（参考）洋光監査法人は、平成 16 年 10 月 1 日に解散している。

2. 監査法人

（1）処分対象

日栄監査法人（所在地：東京都中央区日本橋室町四丁目 3 番 12 号）

（2）処分内容

戒告

（3）処分理由

ケイビーの平成 11 年 3 月期及び平成 12 年 3 月期の財務書類に係る監査（公認会計士 1 名と共同監査）において、同監査法人の関与社員が相当の注意を怠ったことにより、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

なお、審査体制の不備が認められたことから、現状認識及び対応策について、公認会計士法第 49 条の 3 第 1 項に規定する報告徴求を併せて行っている。

《事案の概要》

ケイビーは、架空売上を織り込んだ年間売上高等の金額を定めた予算書を作成し、関連会社や名義を借りた従来の取引先を架空取引先とした上で、商品がこれらの架空取引先を流通しているかのような架空取引の流れを創設し、毎月、架空売上を計上するとともに、ケイビーが架空仕入先に支払った代金を架空売上の代金として還流させ、それを裏付ける帳票類を作成するなどの方法により、重大な虚偽のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該公認会計士の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

- ① 平成 11 年 3 月期について、期末直前の監査人の交代という異常な状況であったにもかかわらず、口頭による簡易な引継ぎを受けたのみで、監査調書等を確認して前任監査人が追加調査をするに至った理由及びその結果を把握することを怠っている。
- ② 平成 12 年 3 月期について、ケイビーは、人的な関係が深い会社から仕入れた商品を平成 11 年 12 月に返品し、期末直前に当該商品を再引き取りし、翌期首にそれらの商品を売却するという異常な取引を行っているが、当該異常な取引が行われることとなった原因及び当該取引で使用された倉庫の現地確認などの追加的な手続を怠っている。
- ③ 平成 13 年 3 月期について、
 - ・ 海外の倉庫に保管していた契約書類が確認できない約 15 億円分の原材料の実在性の確認をファクシミリで送付された在庫証明のみで行っており、当該原材料を用いた製品の生産計画の確認、倉庫の保管料が発生していない理由の確認などの追加的な手続を怠っている。
 - ・ 期末売掛金の残高確認において約 4 億円の差異が生じていたが、当該差異が生じた原因の分析を十分行うなどの追加的な手続を怠っている。また、返品された商品等に係る保管料が発生していない旨の報告を受け、商品等の実在性に疑いがあるにもかかわらず、倉庫の契約及び保管在庫を確認するなどの追加的な手続を怠っている。

事案 5

第 83 回審査会（平成 19 年 4 月 13 日開催）及び第 84 回審査会（平成 19 年 4 月 25 日開催）において、株式会社 T T G ホールディングスに係る監査証明を行った麹町監査法人及び監査法人つばき並びに各監査法人の業務を執行した社員であった公認会計士 3 名に対する懲戒処分等に関し、調査審議を行った。

その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 19 年 4 月 27 日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

株式会社 T T G ホールディングス（旧商号：都築通信技術株式会社。以下「T T G」とする。）が作成した財務書類について、証券取引法に基づく監査証明を行った麹町監査法人^{（注）}及び監査法人つばき並びに各監査法人の業務を執行した社員（以下「業務執行社員」とする。）として監査証明を行った公認会計士に対し、本日（平成 19 年 4 月 27 日）、下記の処分を行った。

（注）公簿上の表記は、「麹町監査法人」です。以下同様。

記

1. 監査法人

（1）処分対象

- ・ 麹町監査法人（所在地：東京都港区西新橋一丁目 9 番 1 号）
- ・ 監査法人つばき（所在地：東京都中央区銀座七丁目 5 番 19 号）

（2）処分内容

- ・ 麹町監査法人について
戒告
- ・ 監査法人つばきについて
戒告

（3）処分理由

- ・ 麹町監査法人については、T T G の平成 14 年 3 月期から平成 17 年 3 月期までの財務書類に係る監査において、同監査法人の業務執行社員が、それぞれ、故意に、虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして証明し、又は相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・ 監査法人つばきについては、T T G の平成 17 年 9 月期の財務書類に係る監査において、同監査法人の業務執行社員が相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

なお、麹町監査法人については、公認会計士・監査審査会の検査の結果に基づく勧告を踏まえ、業務改善指示を行っている。

2. 公認会計士

（1）処分対象

公認会計士 3 名

（2）処分内容

登録抹消

(3) 処分理由

上記3名は、TTGの平成14年3月期から平成17年9月期までの期間のうち、以下のそれぞれの期についての財務書類に係る監査において、故意に、虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして証明し、又は相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

- ・ 公認会計士1名については、平成14年3月期から平成17年3月期（麹町監査法人の社員）、平成17年9月期（監査法人つばきの社員）
- ・ 公認会計士1名については、平成14年3月期及び平成15年3月期（麹町監査法人の社員）
- ・ 公認会計士1名については、平成16年3月期及び平成17年3月期（麹町監査法人の社員）、平成17年9月期（監査法人つばきの社員）

《事案の概要》

TTGは、完成工事の外注費を他の未成工事に付け替えることで、当該工事の原価を引き下げるとともに、付け替えた外注費については、仕掛品として、費用計上を翌期以降に繰り延べる等していた。また、工事売上高の計上について工事完成基準を採用しているにもかかわらず、顧客からの注文見込みの段階で売上を計上する等の方法により、重大な虚偽のある財務書類を作成した。

本財務書類に関し、当該業務執行社員の行った証券取引法に基づく監査証明については、以下の問題が認められた。

- ① 平成14年3月期から平成17年3月期について、業務執行社員は、売上に関する契約書や検収書等の取引先発行の書類での確認、工事原価に関する請求書や振替伝票の確認、売掛金の残高確認の回答と売掛金残高に差異がありながら当該理由の確認、を十分に行っていなかった。このため、完成工事原価の翌期以降への繰延べ、注文見込段階での売上計上等による利益の過大計上を見逃した。
- ② 平成15年3月期について、TTGは工事売上高の計上について工事完成基準を採用していたが、業務執行社員は、TTGから部分完成工事一覧を入手していながら、売上計上できない部分完成工事高10億円を売上計上することを容認等した。
- ③ 平成16年3月期について、業務執行社員は、期首の時点において、前期に部分完成工事を売上として計上しているので期首に売掛金等10億円が過大に計上されていること、及び前期に終了したプロジェクトの原価約4億円が仕掛品として繰り延べられていることを把握していながら、何ら対応せずに期末にそれぞれ資産として計上することを容認等した。
- ④ 平成17年3月期において、業務執行社員は、前年度から処理が繰り延べられていた前述の売掛金等のうち、約5億2千万円を特別損失として処理させているが、少なくとも2億1千万円分の処理を翌期に繰り延べることを容認等した。
- ⑤ 平成17年9月期において、業務執行社員は、前期まで継続して完成工事原価の付替えが行われていたことから振替伝票等の確認を十分に行う必要があるにもかかわらず、これらの確認を怠っていた。

事案 6

第 87 回審査会（平成 19 年 5 月 31 日開催）において、株式会社ライブドアに係る監査証明を行った港陽監査法人の業務を執行する社員及びその補助者であった公認会計士 3 名に対する懲戒処分に関し、調査審議を行った。

その結果、処分対象とされた事実、それに適用される法令及び量定について金融庁長官の判断を妥当と認め、その旨の意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 19 年 6 月 4 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

なお、本事案に係る《処分の概要》及び《事案の概要》は以下のとおりである（金融庁の公表資料から引用）。

《処分の概要》

株式会社ライブドア（以下「ライブドア」とする。）の平成 16 年 9 月期の財務書類に係る証券取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づく監査証明に関し、港陽監査法人（平成 18 年 6 月 30 日解散）の業務を執行する社員（以下「業務執行社員」という。）及びその補助者であった公認会計士に対し、本日（平成 19 年 6 月 4 日）、下記の懲戒処分を行った。

記

○公認会計士

（１）処分内容

登録抹消

（２）処分理由

ライブドアの平成 16 年 9 月期の財務書類について、故意に、虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして監査証明を行った。

○公認会計士

（１）処分内容

業務停止 9 ヶ月（平成 19 年 6 月 7 日から平成 20 年 3 月 6 日まで）

（２）処分理由

ライブドアの平成 16 年 9 月期の財務書類について、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして監査証明を行った。

○公認会計士

（１）処分内容

業務停止 6 ヶ月（平成 19 年 6 月 7 日から平成 19 年 12 月 6 日まで）

（２）処分理由

港陽監査法人の補助者として行ったライブドアの平成 16 年 9 月期の財務書類の監査において、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反する行為があった。

《事案の概要》

ライブドアは、平成16年9月期の連結損益計算書において、経常損失が約3億円発生していたにもかかわらず、会計処理を潜脱する目的で組成した投資事業組合を通じて売却した自己株式売却益約37億円、並びに、株式会社ロイヤル信販及び株式会社キューズ・ネットに対する架空売上約16億円をそれぞれ売上高に含めるなどして経常利益が約50億円と虚偽の内容を記載した平成16年9月期有価証券報告書を、平成16年12月27日に関東財務局に提出した。

- ① 公認会計士1名は、ライブドアが投資事業組合を組成してライブドア株式を売却し、その売却益を連結売上に計上していることを認識しながら当該売却益の連結売上計上を容認し、さらに、株式会社ロイヤル信販及び株式会社キューズ・ネットに対する売上取引に係る証憑書類がなく、架空の売上が計上されていることを認識しながら、実体を伴う売上であることを示す証憑書類の提出を指示するなどして、当該売上等の計上を容認した。
- ② 公認会計士1名は、平成16年3月中間決算までの業務執行社員1名が、ライブドアに対する監査報告書に署名することを拒否したため、これに代わって監査報告書に署名することになった際、ライブドアに対する監査調書の査閲など追加的な監査を行わなかった。
- ③ 公認会計士1名は、ライブドアが投資事業組合を組成して自己株式を売却し、当該売却益がライブドアの連結売上に計上されていることを把握していながら、業務執行社員に対し虚偽証明へと誘導するような報告を行った。